

第22回守口市子ども・子育て会議 議事録

○議 事 日 程

平成30年3月15日（木）午前10時30分開会～午後0時30分閉会

○開 催 場 所

守口市市役所6階 研修室602

○出 席 委 員 （12名）

黒川 清
小崎 恭弘
木下 隆志
萩原 朋子
森園 泰子
立津 信夫
河田 英子
邨橋 雅廣
上野 育子
藤村 喜代美
下江 弘子
高橋 恵美子

○市 出 席 者

こども部長	大西
こども部次長	田中
こども政策課長	米田
こども政策課主任	辻本
こども政策課主査	松永
こども政策課	柴田
保育・幼稚園課長	西口
保育・幼稚園課課長代理	大下
保育・幼稚園課主任	瀧口

保育・幼稚園課主任	藤本
保育・幼稚園課主幹	松原
放課後こども課課長代理	有光
子育て支援課長	樋口
わかくさ・わかすぎ園主任	村川

○案 件

(1) 開会

(2) 議題

①認可部会からの報告について

②パブリックコメントの実施結果の報告について

③「守口市の療育についての提言書」に係る平成29年度進捗状況の報告について

④特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る新たな利用定員の設定等について

⑤平成30年度以降の保育の受け皿拡大策について

(3) その他

事務連絡

(4) 閉会

~~~~~

◇ 午前10時30分 開会

○会長 第22回守口市子ども・子育て会議を開催いたします。

事務局から本日の出席委員について報告を求めます。事務局、よろしくお  
願いします。

○事務局 本日の出席委員は11名の御出席でございます。

○会長 ありがとうございます。報告がありましたとおり、定足数は超えて  
おりますので、会議は成立しています。

今回の議事録の署名委員は小崎先生と藤村先生にお願いしたいと思いま  
すので、よろしくお願ひします。

それではまず最初に、事務局から配付資料の確認をしていただこうと思  
います。事務局さん、お願いします。

○事務局 本日の配付資料の説明を行わせていただきます。

資料1は、A4サイズの1枚もの、「守口市子ども・子育て会議委員名  
簿」です。資料2は、A4サイズで片面刷り2枚の冊子1部もの、「平成3  
0年4月1日事業開始予定の地域型保育事業に関する概要」です。資料3は、  
A4サイズの1枚もの、「守口市子ども・子育て支援事業計画（第6章）中  
間年の見直し（案）に係るパブリックコメントの概要について」です。資料  
4は、A4サイズで両面刷り、3枚の冊子1部もの、「「守口市の療育につ  
いての提言書」平成29年度進捗状況について」です。資料5は、A4サイ  
ズで両面刷り7枚の冊子1部もの、「特定教育・保育施設及び特定地域型保  
育事業者の確認に係る利用定員について」です。資料6は、A4サイズの1  
枚もの、「平成30年度以降の保育の受け皿拡大策について」です。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。資料が6つありますけど、そろって  
おりますでしょうか。大丈夫ですか。資料に過不足ありましたら。ないよう  
でしたら始めさせていただきます。

それで本日はちょっと変則的で、ふだんは夕方ですけども、午前中とい  
うことでちょっといろんな状況で昼までに会議を終了させたいと考えて  
おりますので、タイトな進行になりますけどよろしくお願ひします。

それで、本日は5つ、そこに書いてある議題です。1から3までは一応報告事項になっておりますので、特段議論をするということはございませんので、その辺をお含みおきいただき、進行させて。

できましたら、4、5のところまで時間を費やしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

そしたらまず最初に第1番目の認可部会からの報告について、事務局お願いします。

**○事務局**     こちら事務局から報告させていただきます。

認可部会からの小規模保育事業所等の認可についての報告させていただきます。

まず部会長ですが、黒川委員が部会長に就任しました。部会長の職務代理者は木下委員に決定しました。

次に審議内容についてでございますが、平成30年4月1日に開所予定の小規模保育事業所の認可について審議が行われました。この審議につきましては、認可申請をされた法人の事業情報に及ぶことから、具体的な審議内容部分は非公開により審議が行われました。

なお、守口市子ども・子育て会議の委員は非公開の対象とはなりませんのでよろしく願いいたします。

さらに審議結果でございますが、2件とも認可については特に問題がないとの意見をいただいております。

なお、うち1件につきましては、苦情窓口の設置を明記するようとの意見を付されております。

以上、報告をさせていただきます。

**○会長**     資料2にありますけども、その上2つが今回その認可にかかわる事業体です。一応、先ほど事務局のほうからありましたように、一応可というか、進めていただきたいという形でやっております。

両方とも別法人というか、本体の法人がございますので、全くの新規ではないので、その辺はある程度、大丈夫だと思いますので、そういうふうにさせていただきたいと思っております。

何か御意見等がありましたら。別段なければ報告なので。よろしいですか。

2番目の議題のほうにいきたいと思います。これはパブリックコメントの実施結果の報告ということになってるんですけども、実はこれを結果と言いながら、まだ結果が完全には出ておりません。パブリックコメントの締め切りを過ぎて、終了しましたということなので、本日現在の報告というか、途中経過に近いと思いますけども、よろしく申し上げます。事務局お願いします。

○事務局　それでは議題2、パブリックコメントの実施結果の報告について御説明させていただきます。本市では、子どもは健全に育ち、親が安心して子どもを産み育てることができるまちの実現を目指して、平成27年度から平成31年度までの5年を計画期間とする守口市子ども・子育て支援事業計画を作成し、事業を推進しています。平成29年度は、計画期間の中間年に当たることから、守口市子ども・子育て会議で御意見を賜りながら、第6章の教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、確保方策について見直しを進めてまいりました。

前回の会議でも御説明しましたとおり、子ども子育て支援法第61条第8項に子ども・子育て支援事業計画について変更する場合は、広く住民の意見を求めるよう努めるものとする規定されていることからパブリックコメントを実施しましたので、その概要を御報告させていただきます。

資料3を御参照賜りたいと存じます。

まず、意見を募集した期間ですが、平成30年2月9日金曜から3月12日月曜までとなっております。

次に周知方法ですが、広報もりぐちの3月号及び市ホームページで周知を行いました。意見を紙で回収するための回数ボックスは、こども政策課、コミュニティセンターを初め計17カ所に設置いたしました。

提出方法は、設置場所へ持ち込み、郵送、ファクス、Eメールとしました。

募集結果ですが、回収ボックスでの意見の提出が1件、Eメールでの意見の提出が1件、計2件の意見提出がありました。

提出された御意見につきましては整理し、市としての考え方をホームページに掲載いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○会長 何か御意見あります。だから今のところは、2件ありましたよという報告だけです。

はい、委員。

○委員 全体として2件ということは、もう少し意識を持つ必要があるのではないかと思います。

例えばこれを見ると、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模も含めて、対象者にアプローチができていないような気がするんです。全部配る必要はないかと思いますが、もう少し周知の方法のあり方というのは意識する必要があるのではないかと思います。

○会長 余りにも少ないと。

○委員 はい。

○会長 通常の場合、これ1カ月ぐらいですかね。これは期間的にはこれで普通なんですね。それで、設置場所としても特段、この事案だからこういうふうにしたということはそんなにないですね。

事務局何かありますか。

○事務局 期間につきましては、1カ月以上という形で、市の中でおおよそのルールといいますか、決まっておりますので、そちらに準じて1カ月以上の期間をとっております。

設置場所につきましては、特段、ここに設置というルールは明確には決まっておりません。その中で、今回、参考にさせていただきましたのが、今回、中間見直しということで、そもそものこの事業計画をつくったときの設置場所を参考に置かせていただきました。

今、委員から御指摘ありましたように、確かに幼稚園、保育所等に設置して、利用者そのものにアプローチしていくという方法も検討はしたんですけども、ちょっとそこだけ特化して聞くのもどうかなという意見もありまして、前回のベースに設置場所を決めさせていただいたところでございます。

ただ、私どもといたしましても、意見はできるだけいただきたいと思っておりますので、周知方法につきましては今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○会長 この2件というのは、ほかのパブリックコメントに比べてもやっぱ

り少ないんですか。

事務局。

○事務局 それはパブリックコメントの内容にもよるんですけども、庁内いろんな計画がありまして、全く意見がないという、そういったパブコメ結果も実は結構あります。

したがいまして、特段これが少ないかと言われたら、そうでもないかなとは思っております。

○会長 でも、それは市全体の問題ですね。市全体の問題として、パブリックコメントを有効活用するのは課題でしょうね、恐らく。お願いします。

何かほかに意見ありますか。

今後のことでその市の方針をまとめられて、それをいつごろ公表されるんですか。予定を。

○事務局 3月中をめどに公表したいと考えております。

○会長 その前に、このメンバーには配付していただけますか。その辺は、同時に。

○事務局 検討させていただきたいところもありますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○事務局 決裁終わりましたら、すぐホームページに公表するふうに考えておりますので、ちょっとなかなか委員さんだけが早くということができるかわかりませんが、できるだけ市民周知も、委員さんの周知も速やかに行ってまいりたいと考えております。

○会長 よろしくお願いいたします。

何かほかにありますか、この件に関して。ないですか。

それでは駆け足で申しわけないですけど、次の議題のほうへ移りたいと思います。

第3項目めは、これは守口市の療育についての提言書に係る、何回もこれはありましたけども、1年を過ぎましたので、それについて中間的な進捗状況をお伺いしたいと思います。

事務局、お願いします。

○事務局 それでは議題3「守口市の療育についての提言書」に係る平成2

9年度進捗状況の報告について説明させていただきます。資料4をごらんください。

守口市子ども・子育て会議は、平成28年度に保育・療育検討部会を設置し、計6回にわたる慎重な議論を重ね、守口市における療育支援の現状と課題を整理し、今後の市が実施する支援の方向性などについて、守口市の療育についての提言書として取りまとめ、市に提出をいたしました。

市ではこの提言を踏まえ、子育て支援政策を進めておりますが、その進捗状況についてまとめたものが資料4でございます。

この報告書は子ども・子育て会議の事務局であるこども政策課が提言をいただいた6つの項目について、各担当課に進捗状況の調査を行い、取りまとめたものでございます。

内容につきましては、各委員で御確認をお願いいたします。

なお、内容に対する御指摘及び、御意見等がありましたら、後日こども政策課で個別に賜り、こども政策課から担当課に、より詳しい状況や考え方などを聞きますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

**○会長** 今ここへ配付されましたので、今すぐにとというのは非常に難しいと思いますので、一度読んでいただいて、それでまた個別に対応していただければ。

それで、どうしても今、何か聞いておきたいことがあればお受けします。

委員何かありますか。

**○委員** 何点かあります。

まず提言①のところで、回答の一番下のところに、「保育内容の充実に要する経費について実施する予定である」とあるんですが、これの具体的な予算を教えてください。

公立の保育所にうちの子どもは行っていますが、本当に保育に必要な物品を買うためのお金が全く市から出ていない。本当に最初に出るのはノートとシャーペンとか1本とか、そんなものぐらいしか出ていなくて、あとは先生方が自分たちでおもちゃなども全部用意するというのが現状だと聞いています。まして、支援の要る子どもたちに対して、加配に対するお金はあるよう

なので、うれしく思っています。

プラスその子どもたち、加配の要る子どもたちに何か物品が要る場合に、本当にノート1冊ぐらいの量ではちょっとかなわないので、相当の額なのか教えていただきたいというのが1点。

提言④、2点目です。わかくさ・わかすぎ園の回答のところの29年度、30年度どちらも一番最後の行に、「受給者証の支給日数に関しては、関係機関とケースごとに連携をとっている」とあるんですが、実際マックスで使う人の場合の日数がふえたのか減ったのかわからないので、その点を教えていただきたいです。

3点目は、この提言⑤のところで、「専門職員4人の講師（言語聴覚士・作業療法士等の有資格者）を招いて、今現在、支援方法などの助言を行っている」とあるんですが、現在の状態では、保護者に対するフィードバックというものがなかなかとれていない現状だと思うんです。

その先生方だけに助言を行うというよりは、私が思っていたイメージでは、その1時間なら1時間の時間をとって、先生とあと保護者も交えて、その訓練というか、本人の現状の確認を一緒にして、それで、どちらともに先生にも保護者にもこういう支援が園では必要で、家庭では必要でということ共有できるような形の派遣が私は理想的だと思っているんですが、その保護者へのフィードバックという形があるのかどうかということは今後していく予定があるのか。

3点お願いします。

○会長 3点ですね。1つずついきましょう。

まず提言①のところの事業補助を実施する予定であるということの具体的な予定を誰が答えていただけますか。

はい、お願いします。

○事務局 まず1つ目の「障がい児保育に関する私立認定こども園等への支援」ということで今、委員から質問のあった内容ですけども、ここに書かせていただいております「保育内容の充実に要する経費について事業補助を実施する予定である」これは民間園に対して、おおむね金額でいきますと大体100万円ぐらいの保育内容に要する、例えば物品を購入されたりとかです

ね、障がいのあるお子さんの場合、保育士に当たる必要な経費も含めた形でさせていただくというふうになってございます。

各園、おおむね100万円ぐらいを対象にさせていただいています。民間と一緒にです。また、公立施設につきましては、予算がなかなか少ないという御指摘をいただいたんですけれども、今回3園になるに当たりまして、備品購入費等も全てが全て大きな金額には当然できないところはあるんですけれども、充実させていただきまして、また保育士の先生等も充実させていただいた上で、十分な保育内容等をできるように30年度以降も検討させていただいております。

○会長 ということは、今後やね、30年度やね。

○事務局 30年。

○会長 それでいいですか。

2つ目いきましょうか。2つ目、提言④のところの支給日数に関してですが、具体的にどのぐらい実際問題ふえたか減ったかという、そういうところは、事務局、お願いします。

○事務局 当園を利用させていただいておられます子どもさん、毎日登園の子どもさんにつきましては最大23日という日数を支給させていただいて、利用させていただいておられます。

あと保育所、幼稚園等に卒園されて行かれたお子様に関しては、保育所、幼稚園での子どもさんへの成長発達を見ていただけるということがありますので、週5日、民間の児童発達支援センターを使っておられるということになっておられます。

ただ、子どもさんの状況にあわすと、あと療育の利用のほう等につきまして、5日以上支給されておられる方もおられます。そこが個別のケースとして、支給されておられる機関とお話し合いをさせていただいて、決定させていただいてるところもあります。

○会長 現状、マックスで何ぼになってます。

○事務局 児童発達支援センター。

○会長 その後のほうの個別ケースを見てという。

○事務局 今あるところ、7日の方もおられます。その辺が、多分マックス。

マックスかどうかはちょっと検討次第ということになりますので、現在では7日というところを使っておられます。

○会長 何か要望ある。

○委員 いえ、ないんですが、済みません、もう一つお伺いしたくて。そのわかきさ・わかすぎ以外でも受給者証を使う児童デイサービスとか使う場合があると思うんですが、それらの日数はどうなったんでしょう。

児童と、あと小学校に入ってから分、幼稚園の間と小学校に入ってから分の日数がふえたのかを教えてください。

○会長 これはどこが把握してんねやろう。わかる、はい。

○事務局 うちで、民間の児童発達を使っておられる方は、保育所、幼稚園等に行かれておられなかったら、うちと同じように23日は出られますが、保育所、幼稚園に行かれると、先ほどお伝えしたとおり、月5日が基本にはありますが、それも子どもさんの状況等によって行っておられると思います。

あと、学校に行ってから放課後等デイサービスという事業に変わります。放課後等事業は、基本15日ですが、御家庭の状況等により、それも23日まで最大させていただいてる。相談支援事業所でかかっているところです。以上です。

○委員 ありがとうございます。このたびふえたというわけではなく、同じ。

○事務局 そうですね、はい。あとは個別の状況にあわせて日数を決めるという形になります。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいでしょうか。

最後が提言⑤のところの。

○委員 済みません。いいですか、途中で切らないでくださいね。

とても前向きに進んでおられるという印象はあるんですけども、もうとにかく園のほうに入ってこられたいという問い合わせが来て、面接をされる。その中には、盲目、聾啞、ダウン症、本当にいろいろ来られるんです。

守口には、わかすぎ・わかきさ園があるからそちらにも行かれましたか、視覚支援学校もあります、聴覚支援学校もありますと、お母さんと面接していろいろお話しするんですけども、やっぱり親切じゃないと言わはるんで

すね。

私、その人の悪口聞いて、そのまま言ってるだけで、私が親切じゃないと思っただけとか、そんなことは思わないでください。そういうふうに言われて、お母さんは健常なので、もっと自分の子が盲目だからよくしてほしいという意欲はおありです。

ここを読んで、健康推進課のところで、赤ちゃんというのは胎児、新生児も、それから3カ月、4カ月、1歳半、2歳、3歳とこう、ちゃんと市は市で健康推進のために健診してくださってるんですけど、5歳児健診について、今まで私は、どうぞとオープンにして、幼稚園の子どもを預かっていただいて、勉強していただいたら結構ですという、私たちも教えていただきたいということで、最初から来ていただいてしていたんですけども、ことし担任の先生たちがやめてくださいと、こう言うんですね。

それが何かというと、私たちはその子たちが、満3歳からずっと見てきて、ここまで、この子のできないところはこういうところだとか、こういうところは少しスローだなとか、ここは非常に走ってるなとか、その子どもをよく見てるのに、ただ絵を見たり、ちょっと片足立ちをしたり、スキップをしたそのことだけでペケペケペケとつけられて、それで厳封したものを、ここにちゃんと書いてありますけど、リーフレットも同封してますって、わかき園や、わかすぎ園のリーフレットも同封して親に渡しはるんです。

そしたら親から物すごい泣きの涙の電話や、園長先生と面接して入れていただいたんです。私はこの私学を選んで見ていただいているんですけど、何で今ごろ市からこんなことを言われなきゃいけないんですかと怒られるわけですね。

いや、市は好意を持って子どもたちをきちっと、どんなふうなのかというのを見せていただこうと思って、勉強しに来てくださってるんだから悪くはとらないでくださいと言ってるんですけど、そこすごく難しいんですね。

担任の先生たちは、障がいがある子だからじゃあ、わかき・わかすぎ園で何かフォローをしてくださるということをお願いいんだろうか。ここにはどれだけの障がいの子がいるんだろうかということを見に来られてるんですかとかこう私に言うんですけど、私は押しなべて、子どもたちが健康で進んで

るかどうかというのを見てくださってるというふうにとってちょうだいと言うんですけど。

やっぱり臨床心理士の方も、ぱあっと子どもを見て、ぽんこう横に置きはるような人がいてはってね、何時間もかけて子どもが書いているものをぼんとされたら、やっぱり担任の先生たちはこの人は子どものことを大切に思っていないと、こう思うんですね。

そういうことをこういうふうにしちつと書かれてて、ああ、なるほどなど思えるのは思えるんですけど、やってる現実はこうじゃありません。

それとやっぱり特になんですけど、ことし1年おくれて幼稚園に行く子なんかは、全部の園に断られて、ただハードレンズを入れてるというだけで。最後の最後にうちに来はって、立派に成長して行きはるんですね。

お母さんが先生に出会ってよかったです。うちの先生方に出会ってよかったです。お友達に出会ってよかったです。教えてくださるんですけど、そのところをやっぱり障がいの学校がきちんとフォローしないと。

盲目のお母さんがおっしゃるには、その視覚支援というのを、もうインクルーシブの並行通園で何とかうまいことやってもらおうというのが見え見えなんですって。うちの子を立派に育ててやろうなんて思いませんかかって、私に怒りはるので、私、子ども・子育て会議で言ってきますって、一応言っただけで。

○会長 わかりました。

○委員 はい。それで以上です。

○会長 はい、わかりました。その辺は意見お伺いしました。

ちょっと話が飛んでしまったので、下江さんの質問の3つ目を先にやります。

提言⑤のところの4人の講師に加えてという形になっているところで、園の先生方だけじゃなくて、保護者へのフィードバックというのは今後どうされるんですかということで、どう。

はい、お願いします。

○事務局 ただいま平成29年度におきましては、公立、民間合わせまして年間50回、今、委員がおっしゃいましたように4人の講師の先生、それも

言語聴覚士及び特別教育支援士、それから作業療法士等の資格を持つてる専門の先生方に来ていただきまして、認定こども園、保育園における具体的な支援方法を助言していただいております。

今、委員御指摘の保護者に対する指導というところ辺には、まだそこまではいっておりませんので、今後は平成30年も含めまして、守口支援学校の先生にも入っていただくような機会を設けておりますので、ぐっとこう幅を広げまして、保護者とともに支援が必要な子を育てていけるような巡回指導に努めてまいりたいと思います。

そういう計画を立てさせていただいております。

○会長 今後ですね。はい。

よろしいでしょうか。それでいいですか。

○委員 はい。

○会長 ほかに何か、この場で特にということがあれば。

なければちょっと申しわけないですけど、4つ目の議題のほうへ移らせていただきます。ここからちょっと皆さんの御意見を聴取したいというか、お聞きしたいことがございます。

4つ目、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る新たな利用定員の設定等について」お願いします。

事務局お願いします。

○事務局 それでは議題4「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る新たな利用定員の設定等について」御説明申し上げます。

まず1ページをごらんください。平成27年度から本格施行されました子ども・子育て支援新制度により、施設運営についての財政支援が「施設型給付費等」に1本化されております。その施設型給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設等に対して、その申請に基づき、市町村事業計画に照らして、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認することで、施設型給付費が支払われることとなります。

また、市町村からの確認を受け、施設型給付費の支給対象となる施設のことを特定教育・保育施設と言います。この特定教育・保育施設としての確認を受ける上で新たな利用定員を設定する必要があり、認可に係る利用定員と

は別に確認に係る利用定員を設定する必要があります。

確認に係る利用定員は、認可に係る利用定員、通称認可定員の範囲内で設定することとされており、施設型給付費等の単価水準を決定する定員のことを言います。

直近の実利用定員や、実績や、今後の見込みなどを踏まえて設定されます。

2ページをごらんください。先ほど申し上げました確認に係る利用定員を設定するときは、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、あらかじめ子ども・子育て会議にて意見聴取しなければならないこととされております。

今回、平成30年4月1日付で9つの施設において、新たに事業を開始することとされておりますため、特定教育・保育施設等の確認に係る利用定員の新たな設定について御報告させていただきます。

なお、子ども・子育て支援法上の報告義務はございませんが、平成29年度中、もしくは平成30年4月1日付で確認に係る利用定員の変更を行う施設の変更状況についても報告させていただきます。

それでは4ページをごらんください。新たに確認に係る利用定員を設定する施設について報告させていただきます。まずはN o. 1 認定こども園梶らいこうじ学園です。守口市立梶保育所及び佐太保育所からの民間移管予定施設で、公私連携、幼保連携型の認定こども園となります。こちらの確認に係る利用定員でございますが、認可定員と同数であり、ゼロ歳児が9名、1歳児が12名、2歳児が18名、2号定員の3歳児から5歳児がそれぞれ20名、1号認定の3歳児から5歳児がそれぞれ1名の計102名となっております。

続きましてN o. 2の幼保連携型認定こども園ゆずり葉こども園です。守口市立藤田保育所からの民間移管予定施設で、こちらも公私連携、幼保連携型の認定こども園となります。確認に係る利用定員でございますが、こちらも認可定員と同数でゼロ歳児が9名、1歳児が12名、2歳児が18名、2号認定の3歳児から5歳児がそれぞれ23名、1号認定の3歳児から5歳児がそれぞれ1名の計111名となっております。

次に5ページをごらんください。N o. 3守口市立にじいろ認定こども園

です。公立の幼保連携型認定こども園でございます。確認に係る利用定員でございますが、認可定員と同数でゼロ歳児が9名、1歳児が12名、2歳児が18名、2号定員の3歳児と4歳児がそれぞれ20名、5歳児は21名であり、1号認定の3歳児は10名、4歳児と5歳児がそれぞれ20名の計150名となっております。

続きまして、No. 4の幼保連携型認定こども園ひかり保育園です。守口市立八雲東保育所から民間移管予定施設で、公私連携、幼保連携型の認定こども園となります。確認に係る利用定員でございますが、認可定員と同数で、ゼロ歳児が9名、1歳児が12名、2歳児が24名、2号認定の3歳児から5歳児がそれぞれ30名、1号認定の3歳児から5歳児がそれぞれ4名の計147名となっております。

次に6ページをごらんください。No. 5幼保連携型認定こども園みゆき西こども園です。守口市立西保育所からの民間移管予定施設で、こちらも公私連携、幼保連携型の認定こども園となります。確認に係る利用定員でございますが、認可定員と同数でゼロ歳児が6名、1歳児が12名、2歳児が18名、2号認定の3歳児が20名、4歳児と5歳児がそれぞれ25名、1号認定の3歳児から5歳児がそれぞれ5名の計121名となっております。

続きまして、No. 6Fineひまわり保育園です。小規模保育事業所A型の施設となります。確認に係る利用定員でございますが、認可定員と同数で、ゼロ歳児が6名、1歳児が6名、2歳児が7名の計19名となっております。

次に7ページをごらんください。No. 7北てらかた認定こども園です。守口市立北寺方保育所及び大宮保育所からの民間移管予定施設で、公私連携、幼保連携型の認定こども園となります。確認に係る利用定員でございますが、認可定員と同数で、ゼロ歳児が9名、1歳児が12名、2歳児が18名、2号定員の3歳児から5歳児がそれぞれ22名、1号認定の3歳児から5歳児がそれぞれ2名の計111名となっております。

次に、No. 8幼稚園型認定こども園寺方幼稚園です。幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行する施設となります。確認に係る利用定員でございますが、認可定員と同数で、ゼロ歳児が9名、1歳児が18名、2歳児が18名、2号認定の3歳児から5歳児がそれぞれ20名、1号認定の3歳児が満

3歳児を合わせ75名、4歳児と5歳児がそれぞれ50名の計280名となっております。

次に8ページをごらんください。No. 9 Rabbit保育園です。A型の小規模保育事業となります。確認に係る利用定員でございますが、認可定員と同数で、ゼロ歳児が6名、1歳児が6名、2歳児が7名の計19名となっております。新たに確認の申請を行う施設の設定する利用定員については以上となります。

続きまして、平成29年度中に確認に係る利用定員の変更を行った、もしくは平成30年4月1日付で変更を行う施設の変更状況について御報告させていただきます。

まず9ページをごらんください。No. 1 認定こども園来迎寺学園です。こちらの施設については、平成29年2月5日付で認可定員の変更を行ったことに伴い、同日付で確認に係る利用定員についても変更を行っております。変更内容としては、ゼロ歳児は10名増加の20名、1歳児と2歳児はそれぞれ7名増加の27名、2号認定の3歳児から5歳児はそれぞれ4名増加の22名となり、合計で36名の増加の155名となります。

続きまして、No. 2 幼稚園型認定こども園白百合幼稚園です。こちらの施設は、平成30年4月1日付での認可定員の変更に伴い、同日付で確認に係る利用定員の変更を行う予定としております。変更内容としては、2号認定の3歳児は12名増加の15名、4歳児は14名増加の17名、5歳児も14名増加の18名。1号認定の3歳児は3名増加の20名、4歳児は変更なしで、5歳児は2名増加の28名となり、合計で45名増加の125名となります。

次に10ページをごらんください。No. 3 幼保連携型認定こども園土居ひまわりこども園です。こちらの施設についても平成30年4月1日付での認可定員の変更に伴い、同日付で確認に係る利用定員の変更を行う予定としております。変更内容としては、1号認定のみであり、3歳児から5歳児において、それぞれ3名増加の5名となり、合計で9名増加の84名となります。

続きまして、No. 4 ひよどり保育園です。小規模保育事業所A型の施設

であり、平成30年4月1日付での認可定員の変更に伴い、同日付で確認に係る利用定員の変更を行う予定としております。変更内容としては、1歳児と2歳児でそれぞれ2名増加の8名となり、合計で4名増加の計84名となります。

次に11ページをごらんください。No. 5学校法人津嶋学園認定こども園三郷幼稚園です。こちらの施設については、認可定員の変更に伴うものでなく、教育・保育の無償化による保育事業の増加により、平成30年4月1日付で1号認定から2号認定への定員の振りかえを行う予定とするものです。変更内容としては、1号認定の3歳児から5歳児においてそれぞれ2名ずつ減少の44名となり、2号認定の3歳児から5歳児がそれぞれ2名ずつ増加の16名となります。なお、合計数に変更はございません。

続きまして、No. 6にしき認定こども園です。こちらの施設は、平成30年4月1日付での認可定員の変更に伴い、同日付で確認に係る利用定員の変更を行う予定としております。変更内容としては、2号認定の3歳児から5歳児において、それぞれ6名増加の31名、1号認定の3歳児から5歳児において、それぞれ10名増加の15名となり、合計で48名増加の201名となります。

次に12ページをごらんください。No. 7幼保連携型認定こども園橋波幼児舎です。こちらの施設の変更内容としては、1歳児は5名減少の13名、2歳児も5名減少の20名、2号認定の4歳児と5歳児においては、それぞれ3名ずつ増加の23名となり、合計では4名減少の121名となります。

続きまして、No. 8守口市立あおぞら認定こども園です。こちらの施設についても、認可定員の変更に伴うものではなく、教育・保育の無償化に伴う保育事業の増加により、平成30年4月1日付で主に3号認定の増加を行う予定とするものです。変更内容としては、ゼロ歳児は1名増加の10名、1歳児は10名増加の20名、2歳児は2名増加の20名、2号認定の3歳児と4歳児はそれぞれ2名減少の22名、5歳児は5名増加の30名、1号認定の3歳児は新たに8名を設定し、4歳児は12名減少の8名、5歳児は10名減少の10名となります。なお、合計数に変更はございません。確認に係る利用定員の変更を行う施設の変更状況については、以上となります。

ここで3ページにお戻りいただきたいと存じます。3番の閉園する施設でございますが、表にお示ししておりますとおり12の公立保育所及び幼稚園につきましては、子ども・子育て支援法上の特定教育・保育施設として今まで確認されておりましたが、今年度末をもって閉園となりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

次に、飛んで申しわけございませんが、最後に13ページをごらんください。先ほど申し上げました確認に係る利用定員の新たな変更・廃止を踏まえまして、平成29年度から平成30年度にかけての全体的な認定区分ごとの定員の推移について示させていただきました。

市全体で見ますと、1号認定においては平成29年度から169名減少し、1,559名、2号認定においては148名減少の1,706名。一方、3号認定ゼロ歳においては、29名増加の335名、3号認定1・2歳においては31名増加の1,088名となっておりますが、全体としては平成29年度から257名減少の4,688名となっております。

エリアごとの推移についても、認定区分ごとに増減の差はございますが、全体としては全てのエリアにおいて、平成29年度と比較し、減少する結果となっております。

なお、今回示させていただいております数値については、守口市子ども・子育て支援事業計画第6章の教育保育における確保方策の数値とは一致しなくなっておりますことを先にお伝えさせていただきます。

この支援事業計画の確保方策の数値については、あくまでも確認に係る利用定員をベースとしており、施設によっては認可定員等を積み上げさせていただいている場合もあるためでございます。この点については何とぞ御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

**○会長** ちょっと長くなりましたけども、まず3ページ目を見ていただくと、新たに定員利用を設けるのが9。それから、定員の変更が8。それで、閉園が市立ですけど12という数字になってます。いきなりこの数字見せられて、これで何か意見をというのは非常に難しいと思うんですけど。

意見聴取ということになってるので、しますけども、何か御意見があれば。

○委員 議長、ちょっと確認ですけれども、これ認可と、確認の内容はわかったんですけれども、平たく言うと、これ認可よりも確認の人数が減ると、この事業運営のほうが厳しくなるというか、経営がきつくなるというような考え方にはつながらないんでしょうか。

○会長 変更で下がる場合ですね。

○委員 はい。下がる場合。

○会長 変更で下がる場合が1つだけあるのかな。

事務局お願いします。

○事務局 確認に係る利用定員の設定というものは、施設型給付費を支払う上で、基本単価の水準を決めるための利用定員という人数でありまして、例えば、200人認可定員設定してる施設が、実際に子どもが100人しか入らなかったとなりますと、200人の単価分のお金というのが算定されます。ただ、ここを利用定員を100人というふうには、200人じゃなくて100人と定員で設定してたら、100人に対しての単価というので算定されます。

ここの200人の単価というのと、100人の単価というのは、ちょっと単価の額に差がありまして、この100人のほうの単価の額のほうが高くなってるんですね。

というところで調整は行っております。なので、そこの定員を下げたところで施設として運営する上で損になるということはないと認識しております。

以上でございます。

○会長 わかりましたか。

○委員 わかりました。何となく、わかりました。

○会長 単価設定が違うんですね。

○事務局 そうです。

○会長 ということは、ある程度の規模が小さいほうが得やということですか。

○委員 楽で得ということでしょうかね。変な言い方で申しわけないですけど。

○会長 そういうふうには捉えられる答弁やったような気がするけど。はい。

○事務局 なので、例えば、50人で確認に係る利用定員を設定しております

す。で、実際、子どもが100人入ってましたってなりますと、50人分の単価で、掛ける100のお金がもらえます。で、100人の単価でもらうお金と、50人の単価でもらうお金というのは単価に差がありますので、定員を例えば50人で設定してて、実際入ってる人数が100人だったら、あるというこのケースが1つ。

100人で設定してて、100人の人数が入ってます。この2つ目のケース。これどちらが得かといいますと、この最初の50人の定員で100人入ってるほうが得になるという考えになります。余り事務局のほうからは言えないですけど。

以上でございます。

**○会長** だから、極端な話をすると、この利用定員を低目に設定しといて、プラスアルファ余裕があるから、その分たくさんとりましたというのが一番得になるという、そういうふうにとれるんですけど、そうなんですか。

**○事務局** 会長おっしゃるとおり、得にはなるんですけども、それにもルールがありまして、例えば、1号認定でありますと、2年間恒常的に定員を超え続けたら、公定価格の減算の対象になったり、2・3号認定であれば、1号認定と違って、5年にはなるんですけども、公定価格減算のペナルティというのは発生することになっております。

以上でございます。

**○会長** だから、今、市としては、この利用定員じゃなくて、要するに、待機児童の問題があるから、多目にとってくださいよということをかなりお願いしてますよね。それとの兼ね合いで言えば、各園に対しては、利用定員そのままがいいから、とってくださいねと言ってるのか、利用定員そのものを上げてくださいと言ってるのか、どちらなんですか。

**○事務局** 現在ですね、市のほう、待機児童対策としてですね、受け入れどんどんしてるんですけども、利用定員は利用定員で給付の単価となりますので、利用定員は当然上げていただいて、枠としては確保していきたいと。

そして、先ほど申し上げましたけども、超えますと減算ということがあるんですけども、それと待機児童対策というのは同時に行っていきたいと思っておりますので、利用定員は現状に応じて設定していただいて、なおかつ待機児

童対策として、利用定員を超える受け入れ、いわゆる弾力的というのもしていただきたいと、まあ両方していただきたいと。

○委員 私、労働者の立場で参加させてもらってますので、利用定員を超えてる状態がずっと続くというのは、それはまあ受け入れできる施設があるという意味で利用者側はいいかもしれないですけど、働く側としては非常に大変だということ。

減算の対象が2年超過してれば、そういった対象が出るということ、これ裏返して言うと、2年間ほったらかしにされる心配があるのかなとも思っています。

今回この定員の確認、これ年1回のものでしょうか。都度、園から申請があれば受け付けするという形、どちらですか。

○会長 その都度です。だから、毎年確認してるんじゃないくて、新規に変更があった場合のみです。

○委員 場合のみですね。

○事務局 会長よろしいですか。まず利用定員の設定ですけれども、これは施設型給付費の単価を出すために設定してるものでございまして、今御説明させていただきましたけれども、基本的に、ざっくりとした考え方を申しますと、利用定員が小さい園、要は結構小規模な園に関しましては、子ども1人の受け入れ単価が高くなるという形での積算という形になっております。

それを利用定員が低いまま多く受け入れるかどうかという話ですけれども、ここは実態としてどうなっているかわかりませんが、市としては現状に合わせて利用定員を設定していただきたいと考えてはおります。

国の制度ですけれども、利用定員が少ないまま子ども単価が1人大きい現状で、多く子どもを受け入れるということも当然想定されるということから、国の中では2年間のペナルティーというのも科しまして、そういった実態が起らないようにという工夫もなされております。

今、委員おっしゃったように、2年間、逆に言えば利用定員オーバーして受け入れるではないかという御指摘ですけれども、ただ、保育士の配置基準、あとは面積要件、この基準は必ず守ることとされておりますので、当然その分、保育士さんは適切に配置されております。

以上でございます。

○委員 わかりました。

○会長 ほかに何か御意見ありますか。

○委員 言っているかわからないんですけど、ちょっと言わせていただいていいですか。

非常にたくさん、待機児童解消しようと市は頑張っておられるんですけども、狭いところに押し込めておられるので、幼稚園の設置基準が非常に厳しかったものですからね。公園なんかで遊んでおられるといいんですけど、保育所くる病とかもはやってきてますし、感染症の拡大も非常にふえています。

そういう意味で、待機児童解消というのが今、国の大きな問題ではあるんですけども、子どもにとって快適な環境というのはすごく大事だと思うんです。

それともう一つは、私のところは大阪市と守口市が半分こで端っこなんです。だんだん向こうから、守口市の保育園がどんどん小規模をつくられて、攻め寄せてこられるんです。

幼稚園は、幼稚園協会というのは、府の幼稚園協会というのは、どこまでバスで迎えに行ったらいけませんとか割とルールが決まっていたものですから安心して幼稚園を守ってこられたんですけど、もう目の前に次の小規模保育園がどどこできてきたら、幼稚園どないなるのかなと、私とこ、こども園にしてませんのでね。その辺のやっぱりルールというのは、おかしな言い方ですけど、利用する、先ほどおっしゃった労働者のお母様たちの都合のいいようにして差し上げるのはとても大事なこともわかりませんが、やっぱりその保育環境のきちとした整備とか、それから日光を当てるだけの時間であるとか、そういうこととか、感染症の拡大を防ぐとか、やっぱりよその幼稚園のそばにあんまりたくさんね、いいですよ、いいですよ言うてつくってもらったら、もう幼稚園要りませんって言われてるのと一緒やと言われてたらちょっと困るので、それは一言だけ言わせていただきます。済みません。

○会長 ありがとうございます。その辺はまた御留意いただければ。

○委員 ありがとうございます。

○会長 実際問題、守口市のどこにどんだけの保育施設をつくるかというマップ上の問題、地図、マップ上の問題が結構出てきてますので、その辺を今後の課題だと思うんですね。今、その建前上、実はその、資料のこれのマップがあって、5ページに、こういうマップがあるんですけど、このマップは、これ実は一言言わせていただければ、物すごく物理的な形で、南と東と中央と分けたんですけど、実はこれニーズと若干行き違いを起こしてて、今後の課題の1つが、この南部、中部、東部と分けたのが、本当に正しかったかどうか、もう1回検証しないとだめだと思うんですね。

だから、地域ごとに物すごく、交通の便とかいろんな問題があって、どこか、南部が物すごく需要が高いんですけど。どこが高いの、中部。中部が非常に高く、地域ごとのエリアの問題が出てきてるんです。

だから、需要と供給のバランスとかそういうことも今後の課題だと思うのでお願いします。

そして、このマップはバージョンアップするの。だから、小規模がどんどん出てくるやんか。そうした場合にどうしていくの。はい。ホームページ上とかそういうところでは。

○事務局 一応、こども部内で毎年更新させていただきまして、ホームページ等掲載させていただいております。

○会長 お願いします。何かほかに御意見ありますか。はい、委員。

○委員 保護者としての意見ですが、まずちょっと意見を言う前に教えていただきたいんです。

今回この3ページで、見てみると、閉園する施設の中で、民間移管する施設が7つあります。そのときに、私の子どもの通っている保育所も民間移管するんです。そのときにたくさん会議も聞きに行きましたし、いろいろ相談もさせてもらったんですが、最終的に保育所に来て、皆さん、説明して下さったのは、民間移管するに当たって、必要なお金、保護者に負担をさせない、制服等、それにかかるお金は全て市が出すということで、在園する子ども全員分ということも私も聞きましたし、そう約束されたと思うんですが、実際ふたをあけてみれば、それは出ないということで、私の北寺方保育所の

場合では、それ多分着ても着なくていい、うちは年長さんになるんですが、着ても着なくてもいいよと、でも、やっぱり私立の園は着てほしい、じゃあ結局貸し出ししますっていう形で貸し出されるんです。新品ではないかもしれないものを貸し出しされて。

保護者として思うことは、それやったら私立に負担がかかって、で、私立に結局、金銭的負担をかけるということは、子どもたちに負担をかけるということだと考えるんですが、それは全園に対してそうなのかということと、なぜそうなったのかということをもっと教えていただきたいです。

○会長 事務局お願いします。

○事務局 差額支給の件でございますが、平成30年度におきましては、公立施設の実費負担という部分の見直しをかけまして、公立でも負担を求めべきものは求めていくという形で、方針を定めさせていただきました。

それに伴いまして、民間移管にも伴いまして、民間移管は従来使えてた用品には使えるようにという形でさせていただいております、そのほかの部分は、求めるべきものは公立も含めて求めていくという形で定めさせていただきましたので、差額支給という形は実施しないという形で定めさせていただいております。

○会長 だから最初と話が変わったということやね。

○事務局 まず最初での保護者への説明なんですけれども、差額支給と申しますか、保護者に負担のない形という形でお話しはさせていただいたんですけれども、それは検討していくという形でお話しさせていただいたと認識しております。

ただですね、今回、担当者回の中で、非常に大変お叱りを受けたのは事実でございます、誤解を招く表現等があったんだろうという形では考えております。そこは誤解を招く表現をして非常に申しわけなかったなという形では御説明させていただいております。

その検討の中で、やはり公立もですね、実費に関してはきっちり取っていくという話になりましたので、当然、民間移管する園に関しましても、こういった考え方に準じるということになっておりますので、実費に関しては負担していただくという方向で話をさせていただいたということでございます。

す。

○会長 納得できますか。

○委員 いや、できないので今聞いているんですが。もう、はい。

結局、座り込みしようとかね、お母さん方で言ったりなんかしてる方もいらっしゃるんですが。

結局、信頼感というものを損なっているという道義上を深く感じていただきたいなと思っています。

やっぱり、結局、民営化するほうの園に負担がかかるようなことがあるという現状になってしまっているということが問題だと思います。その療育の場合、結局今までたくさんあった法律で、結局それが、公立が3カ所しかなくなって、私立に療育をお願いするということにも、やっぱりその感覚、私立に任せとけばいいわってというような負担、そっちに市に持っていけばええわってというような感覚なんじゃないかなと感じてしまいます。

私が危惧していたのは加配の金額がすごく下がったりして、また私立に負担がと思ったんですが、そちらのほうは考えていただいていたようで、すごくよかったなと思っています。

ただ、今回、わかくさ・わかすぎ園に並行通園がオーケーになったということですが、やはりまだまだ知らない人もいて、なので、情報をまず発信していただきたいなと思います。特に途中で障害に気がついてどうしたらいいかとなったときに、あかんらしいでっていう昔の情報だけで動いてしまうといけないので、その辺の情報開示をしていただきたいということと、やっぱり受け入れられないという保護者の方がもう多数いらっしゃると思うので、そこでは、わかくさ・わかすぎに行ったらいいかもしれんけど、ちょっと私まだ決められないという人たちには、何が必要かといったら、やっぱり保育所の、証言⑤のところにあった、特別支援とか、講師の方々が保育所に来て、保護者も一緒に支援していくという形ができれば、働いているお母さんもいますし、保育所で夜の時間とかまでできれば、それがやっぱり子どもさんのためだと思うので、その保護者支援のほうをまた充実させていていただきたいと思います。

もう一つ、保育所等訪問指導というのがあって、それは使ってる人が少な

いよという話なんです、それはハードルを高く説明されているので、私も使いたいけど、何か問題あったら言いに来てねというような感じだったので。いや、問題があるわけじゃないからという気持ちがすごく、わかくさを卒園するときにごく感じたんです。あっ、あるんやったら使おう、何かあったら言ってねって、じゃあ何か言いつけるみたいな感じになるのではと思ったので。

その保育所等の訪問指導もやっぱりしっかり使えるような、気軽に使えるようなシステムにしていただきたいと思います。

以上です。

**○会長** だから民間委託にかかわるいろんな事例とか、トラブルというか、そういうことが起こってると思うので、その辺は市としても真摯に受けとめていただいて対応していただければと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに何かございませんでしょうか。一応意見の聴取という形で、これで終わらせていただいてよろしいでしょうか。

5つ目がちょっと時間の関係でどのぐらいできるかわかりませんが、5つ目が今後の30年以降の、この前ちょっと宿題という形でお願いをしたんですけれども、待機児童対策について説明を受けたいと思います。

事務局お願いします。

**○事務局** それでは議題5番の「平成30年度以降の保育の受け皿拡大大策について」資料6とともに御説明させていただきます。

まず、平成30年度予算案で盛り込んでおります待機児童解消、保育士確保対策に係る新たな補助金について御説明申し上げます。

これまで、民間園へ行っていた運営補助について再構築を行い、待機児童解消並びに保育士確保に資する補助金へと組みかえを行いました。再構築を行うに当たり、民間園と意見交換を行い、市との連携、政策協調の上で待機児童の解消はもとより、守口の子どものための就学前教育、保育の充実に向けて取り組んでいただくため、平成30年度予算案へ最大限反映させていただきました。

平成30年度に実施予定の補助金は、配付資料のとおりとなっております。本事業にかかります平成30年度の歳出予算額は2億円以上となっております。

まず、国庫補助事業を活用して実施する保育士宿舍借り上げ支援事業補助金、保育補助者雇上強化事業補助金は、民間事業者が保育士等の宿舍を借り上げる費用に対して行う補助と、保育補助者が保育士等となることを推進するための雇い上げにかかる支援を行ってまいります。

次に、市単独事業として、保育士等処遇改善補助金は、国の処遇改善の前倒しとして、市単独で月額2,000円の処遇改善を今年度も継続して実施いたします。

次に、待機児童受け入れ促進事業は、施設整備時の認可定員を超えた受け入れを行っている私立認定こども園等に対する補助。次に、保育人材育成研修参加支援事業補助金は、保育の質の確保として、市が主催する研修に民間園に勤務する保育士等が参加しやすいように支援を行うものです。

次に、保育士確保就職フェア開催支援事業補助金は、保育人材の確保として、保育士就職フェアの開催を支援するものです。

次に、新たな待機児童受け入れ促進といたしまして、公定価格における技能、経験を有する保育士等に対する処遇改善の要件となるキャリアアップ研修の受講料補助。定員拡大につながる保育室、及び園庭拡大に資する工事に対する補助。民間園で行う保育の質の向上に要する経費についての補助を行ってまいります。

なお、平成31年度からは、これらに加えて、保育体制強化事業、3歳の壁対策事業を実施する予定としております。

次に、お手元に資料はお配りしておりませんが、大阪府との共同提案について御説明申し上げます。これは平成30年度に大阪府と共同で国に対して保育室等の面積基準の緩和を求めていくことを、守口市としても保育の質に留意しつつも検討しているものでございます。

保育所などでは、子ども1人当たりに必要な保育室の面積が決められており、このために受け入れることができる子どもの数に制限がございます。ただし、現在、特定の地域では、保育所の保育室等の面積基準をある程度緩和できる制度がございまして、具体的に申しますと、保育所の保育室等の面積基準は厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県等、本市の例で言えば、大阪府ということになりますが、条例で定めることとされておりますが、厚

生労働大臣が指定する地域においては、これを標準として定める。つまり、合理的な範囲内で地域の実情に応じた標準と異なる内容を定めることができるとされております。

しかしながら現在は、厚生労働大臣が指定する地域というものが、都市部を想定したものとなっております。守口市は現行制度では、緩和の対象となりません。

平成30年度は本年度の大阪府等の提案の結果、幼保連携型認定こども園が対象に加えられたほか、対象となる地域の基準を一定緩和されましたが、守口市は対象とならない見込みでございます。

この対象となる地域の現在の基準である前々年において待機児童が100人や、土地の確保が難しいとされる条件が厳しい等といった都市部だけを想定した基準を緩和していただき、待機児童問題の発生している市町村が幅広く対象となるよう、大阪府と共同で国に対して働きかけていくことについて検討しているものでございます。

次に、こちら資料がございませんが、国家戦略特別区域小規模保育事業についても検討してまいりたいと考えております。これは増大する保育需要に対応するため、児童福祉法等の特例して、改正国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において措置されましたものでございます。

内容といたしまして、現在の小規模保育事業はゼロから2歳の待機児童解消を目的として創設されたため、対象年齢を原則ゼロから2歳に限定し、市町村が認めた場合には例外的に3歳以上を保育できることとしておりますが、特に都市部において、3歳以降に通うこととなる連携室の設定が困難、3歳以降の受け皿が十分確保されていないなどの理由により、待機児童が発生している現状に鑑み、国家戦略特別区域において一定の条件のもと、小規模保育事業の対象年齢や、事業者のみずからの判断でゼロから5歳までの一貫した保育や、3から5歳児のみの保育等を可能とするものでございます。

こちらにつきましても、主として手を上げるか、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○会長     ありがとうございました。

ちょっと多岐にわたりますけども、何か御意見等があれば。

はい、委員。

○委員 いろいろな提案をするのは、僕は非常にすばらしいことやと思うんですけど、大阪府下でもやっぱり、例えば箕面市は月額2万円を保育士に給付するとか、大阪市とか八尾市なんかは10万円給付するとかいうので、どこをライバルとして考えていくのかと。無論、全体としては質を上げていく必要もある、人材確保も必要ですけど、やっぱり人が足りなければ、本当に保育がうまくいかないのがやっぱりそこら辺というのは、周りの状況を見ながら、どういう点って。非常にきちんといろいろなことをされているのはわかるんですけど、他市と比べたときに、まだまだ弱さを感じるな、厳しい状況はあると思うんですけど、保育料全額無料という意味では非常に全国的には注目を浴びてるとは思うので、その保育士の手当もお願いしたいのと。

もう一つ、先ほど特区構想の中で、先生も先ほどおっしゃってたみたいに、その保育の質の維持と、待機児童というのは非常にバランスが難しいところなので、慎重な御判断が必要かなと思いました。

○会長 いろんな面があると思うんですね。1つは、ハードウェアとして場所を確保せなあかんという問題があって、1つはそのスパンとして恐らく、市としてはどのぐらいの期間、要するに、どうせ人口は減るので、どのぐらいの時間その待機児童に対する政策を打たないとだめやと考えるおられるのか。

そのために、要するに、極論を言えば、こども園を増設するというのも1つのあれだと思し、要は廃園になった場所もあるし、いろんなことがあると思うので、どのぐらいの期間を一応目安として対策を打つ期間として考えられてるのか。

だから、そういうハードウェア的な問題と、もう一つは実際問題の保育士の確保という問題と2つあると思うんですけど、まずハードウェア的なことで、どのぐらいの期間、どのぐらいの規模のものが足りないと考えて、それに対して政策を打っていかうと考えられるのか、その辺ちょっと事務局側としては、今のところどういうふうにご検討しているのかお伺いしたいんですけど。

事務局がお話しになりますか。

○事務局 待機児童の解消の策ということで、実は、今般、議会会期中でございまして、今週の月曜日このこども部を所管している福祉・教育委員会というものが開催されました。その中でもいろいろ今後の施策のことについて、議論がなされたわけでございますけれども、こども部といたしましては、やはり子どもさんがふえておる、これは新たな子ども・子育て支援新制度の影響と、それと無償化というものも着目されているという状況で、今現状ゼロ歳から5歳までの就学前児童が徐々にふえてきております。

また、20歳代のこれから子育てをとという世代の方々も守口市の人口としては今、幸いに今、右肩上がりに転じておるという状況でございます。

そんな中で、今後のどれだけの期間その人口を維持する、ふえ続けるのかというところで非常に難しい部分がございますけれども、我々としていたしましては、おおむね5年ぐらいがなかなか今の形から言うと、しんどい状況ではないかなと。

その間に、先ほどもその施設のキャパという部分で言いましたらば、今も、きょうも認可部会のほうで2園の小規模を認可いただいたわけでございますけれども、さらに新年度におきまして6月また、夏に向けて3つほどの小規模園の拡充というものを進めさせていただいてるところでございます。

それと、またもう1点は、前回の子ども・子育て会議のときにもお話をさせていただきましてけれども、民有地活用した民間事業者をまた募集を、新年度に向けて募集をさせていただきたいと考えてございます。そういった部分から1園ないしは2園の保育所、もしくは認定こども園が不足というか、必要ではないかなと私としては考えているところでございます。

そんな中、先日、本会議の中で、各会派、複数の会派から今のこの30年3月末で閉園する保育所等の有効活用はないものかというような御提案もいただきました。そういった部分も、今後ではありますけれども、市のほうとしましては検討材料として加えさせていただきたいと考えておるところです。

それとあわせまして、予算委員会の中で議論をさせていただきました、先ほど担当課長のほうから申しあげましたけれども、保育所の処遇改善、宿舍借り上げ等、これにつきましては1月29日に市内の認定こども園会さん、また学校法人から認定こども園会さんになられた学校法人さんのお代表の

方々にもお集まりいただきまして、同じこの会場でございますけれども、市長、副市長また、こども部、企画財政部が出た中でいろいろ意見交換をさせていただいて、今回の予算を作成させていただいて、こういう形で宿舍の借り上げを含めまして、さらなる処遇改善にも努めてまいりたいと考えてございます。

ただ、今ちょっと、委員おっしゃいましたけれども、八尾市、箕面市等々の各市の例はあるようにはお聞きしております。しかしながら、本市といたしましては、今現状、保育士の処遇改善に係る部分については、市独自で他市に先駆けて、国に先駆けて、実施させていただいた部分がございます。

そういった部分を維持する、また、公定価格の中で含まれてる分についてはその中で補っていただくという部分が基本の考え方とっておりますので、そういった形で御理解をいただきたいと考えてございます。

**○会長** 処遇改善に関しては、保育士さんの処遇改善はまだまだ不十分な点もあると思うので、今後とも市として努力していただければと思います。よろしくをお願いします。一

ちょっと教えていただきたいんですが、この資料6の一番最後の留意点で、「上記事業に伴い現行の運営補助は組み替え（廃止）」と書いてあるけど、実際問題、どのぐらい実質として予算額は上がってるんですか。

だから、上げた、これだけ分は上げました。でも、廃止したらこれだけです。結局は、プラスマイナスゼロでしたというのは意味がないので。だから、その辺は実際問題、どうなってるんですか。はい、事務局。

**○事務局** 29年度の運営補助等の市で行っていた補助額につきまして、決算見込み額の数字にはなりますが、7,750万ぐらいが29年度の予算額となります。

対しまして30年度の新たな補助メニュー等たくさん掲げさせていただいておりますけれども、予算規模でいきますと、およそ2億100万円程度ということで、3倍弱ぐらいの予算増としています。

**○委員** よろしいですか。29年度は、施設に対する補助金全部ゼロでしたよね。それと、今度これがついたものと比べて、高くなってますと言われても、納得はできないですよ。そこらはどうですか。

もし比較するなら、その前されてた分を復活してもらった上で組みかえとかというお話をしてたと思うんですけども、今の話だったら、29年度全部カットされたものに対して、これだけふえてますという形では、私たちはちょっと納得できないんですよ。

少なくとも28年度ベースの金額が維持された上でプラスアルファされてるんだったらいいですけども。どうですか、そこらは。

○会長 事務局。

○事務局 済みません。28年度の数字、今持ち合わせてないので、細かいところの数字まで把握はしてないんですけども、28年度でいきますと、28年、29年と大きく変わった部分は処遇改善と認識しております。

処遇改善の予算額は28年3,000万円ほどだと記憶してございますので、おおむね1億円弱ぐらいの28年度予算規模だったのではないかなと思います。

○委員 それだけ違うでしょう。

○会長 でも、1億はふえてんねんね。

○事務局 はい、ふえてます。予算規模でいきますと。

○会長 はい。

○事務局 それとあわせまして、3歳から5歳の運営補助、その29年度で金額的には減ってるんですけど、それも運営予算規模1,000万程度と認識しておりますので、それを比較しましても28年度に比べましても、30年度予算というのは大幅にふえてるものと認識しています。

○委員 28年度から比べ29年度は、施設がぐっとふえてますよね。そのの比率に対してどうなんですか。

○会長 それはあると思うな。

○委員 はい。

○会長 幼稚園が、要するにこども園になっちゃって、組みかえが行われちゃってるんですよ。だから、今までは、大阪府の予算ですよ、幼稚園だから。それが市の予算のほうに移行してるケースも結構あるので、その辺の問題等があるので。単純計算はできないんだけど、即答はできないかもわからんけど、それはちゃんと。後でもいいですか、御返事は。

○委員　そうですね、はい。

○会長　今できますか。

○事務局　一応ですね、細かい数字自体は持ち合わせておりませんが、当然、国庫、府費を活用させていただいておりますので、平成28年度と比べましても各園当たりの補助額、予算的な各園の割り当てというのはふえるものと考えております。

○委員　国庫補助を含めてですか。国庫補助を抜いて市としてはどういうふうな形で応援してもらってるのかというのが、大事な話だと思うんですけど。

○事務局　国庫補助、当然活用していきたいと思っておりますので、そのあたりの事業を活用して、当然各園に実際お渡しする金額といたしますか、その部分はふえてるものと。済みません。細かい実際の一般会計ベースでというところはちょっと今持ち合わせておりませんが、総額ではふえてるものと。確実にふえております。

○会長　また細かい数字を保育園会とかそういうところにお知らせ願えれば。そういうのがいいと思うので。

ほか質問あります。

○委員　ちょっとどうしても、ここで皆さん、園の先生に知ってほしいことが1つあるんですけども。

それはちょっとこの補助金のこととは違うので。

○会長　そしたら補助金のことでは1つだけ。

これ、いろんな新規のやつをされてますけども、これ、どのぐらい執行できると考えてるんですか。執行率を。

恐らく下手すると、執行。借り上げとかそういうのって、意外と難しい可能性あると思うので。その辺の執行率って。100%執行を目指すというのは、口では簡単だと思うんですけど、執行、どのぐらいできる予定で実際は考えておられるんですか。

○事務局　保育士宿舎借り上げ支援事業等につきましては、事前に予算措置をする前の段階で、各法人にアンケート等をとらせていただきまして、もし仮に市として実施をするのであれば、どれぐらいの保育士さんが対象になりますかというアンケートを各法人さんに聞かせていただいております。

また、2億程度の補助予算額を乗せてはいただいているんですけども、あくまでも事業補助という形になりますので、事業をされた法人に対して、お支払いさせていただくというふうになりますので、利用率としては、各法人さんが使いやすいとか、メニューをそろえさせてはいただいているつもりですけども、各法人さんの利用される度合によるのかなと考えております。

○会長 どうですか、その辺は。執行率は。先生の。

執行率、僕、これ意外と少ないのが出てくるんじゃないかと。予算は組んだけど。

○委員 府の連盟の幼稚園の話ですけど、やっぱり認定こども園は認定こども園で、国からも市からもお金もらってらっしゃるんです。

例えば、守口、私のところだけが幼稚園なんですね。認定こども園じゃないんです。そしたら、そこにしっかり線引きがあって、認定こども園じゃないから、先生のところは差し上げられませんというラインが1本引かれてるんです。そしたら、それはしなかった私のほうが悪いのかもわからないんですけど、親からすれば、同じ市民税払って、何でもらわれへんのですかっということ言われたときに、市に聞きに行ってくださいとしか私も言えない。

そこら辺がやっぱり親御さんたちはこれだけいい教育をされてるのに、何でそんなに差別されるんですかみたいなことを聞いてこられるので、ちょっと答えようがないんです。そのどこ、子ども一人一人は一緒なので、親も税金払ってらっしゃる。それは一緒なので。可能な限りいただけるようなことがあれば、配慮していただきたいなど。認定こども園とか小規模保育園とかそういうことに執行するのは100%だとおっしゃったとしても、取り残されてる私のところに上げるお金はありませんと言われると、ちょっとそれは、お母さんたちは納得いかないという。

○会長 制度上の問題があるので。

○委員 そうなんです。

○会長 だからその辺は大阪府と御協議になるので。その辺はまた考えてください。うん。

それは大阪府との交渉やと思うので。

○委員　そうですね。

○委員　それぐらい幼稚園と保育園、こども園と差が今、出てる状況なんだという。国レベルの話にならざるを得んとは思うんですけどね。

○会長　だから、執行率をできるだけ上げてくださいね。でないという意味がないと思うので。

これ事業補助なので、その各園さんがお金を出さざるを得ない事業もあるので。そうすると、どうしてもなかなか執行率が上がらない可能性もあるので、その辺を留意していただければと思います。

○委員　ちなみに、保育士の宿舍借り上げ支援事業、これ確定の方向で今、動いていただけてますけれども、今の段階で採用した先生の宿舍を守口の中で建物を借りて住んだったら補助金を出しますと言って、実際には、もう既に採用になることが決まってるんですね。

だからそこらのことも考えて、できるだけ早いうちに。今年度は、ここまで考えていただいただけでもありがたい。去年度はゼロで、30年度ここまでということを考えていただいたのはありがたいんですけど、少しでも早く採用に結びつくような支援をぜひお願いしたい。前から言ってますように保育士確保というのは一番キーポイントだと私たちは思っているので、そこをぜひ、これからもやっていただけたらなど。

○会長　それとね、この研修等に参加できる環境づくりというのが、補助金だけでできるんですかね。逆に言うと、その場合、出張せなあかん場合がありますよね。そうすると、人材的には大丈夫なんですかね。

○委員　若干穴が。余剰人数がないです。

○会長　余剰人数の問題があるから、その辺どうするのか。

要するに、セミナーに参加費は出しますよ。でも、その余剰人数はないから、結局、園としては出せませんよということになったら絵に描いた餅になってしまうので。

このセミナーは大体平日ですか、その辺どうですか。

○委員　そうです。平日です。

○会長　平日、はい。

○委員　やるほうも非常に今、大阪府も苦慮してますね。府が、大阪府がや

らないので。各民間さんが、神奈川とかは夜間であったり、今度は土日でやったり。そうすると、今度は業務との兼ね合いがあるので、全国的にこのキャリアパスはすごくもめてはいると思います。

○会長 その辺はどうされますか。

○事務局 今、平成30年度の研修に関しましては、平成29年度と同様、平日の夕方、夜ですね、18時15分から20時までの予定で大枠で組ませていただいております。

それよりちょっと遅くなると、どうしても次の日の業務等がございますので、できるだけたくさんの方が参加できるように時間を設定させていただきました。

○会長 その辺、考慮していただいて、余剰人数なしでどこの園もやられると思うのでお願いいたします。

ほかに何かありますか。

○委員 これは出席者に対する支援じゃなくて、園で負担がふえてる分を、例えば手当とかに充てるという形で説明は聞いてたんですけど、それでいいんですよね。

○事務局 今多分、研修の参加支援事業の補助金のメニューの話だと思うんですけど、30年度、研修にかかる補助金が2メニューございます。まず1メニューが市主催の研修に参加する際の人材育成研修参加支援事業でございます。こちらが今、委員がおっしゃったとおり、研修参加に対しての支援という形でございます。

もう一つの四角の中に囲っております保育士処遇改善研修事業というのが、国の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修を受講するための受講補助という形になりまして、こちらの補助につきましては基本的には研修の受講料に対する補助という形で考えております。

○会長 よろしいですか。

ちょっと時間押してますけど、何かほかにあれば。

これで一応時間も結構詰まってきましたので、これで一応終わりたいと思います。

最後に何か事務連絡。はい、お願いします。

○事務局 次回の会議についてでございますが、平成30年6月ないし7月に開所予定の2カ所の小規模保育事業と、9月開所予定の小規模保育事業が1カ所ございまして、それより前に認可部会と子ども・子育て会議の審議を予定させていただいております。

議題に関しては先ほど申した小規模保育事業の認可についての意見聴取でございます。

なお、議題については追加、変更させていただく可能性がございますので、あらかじめ御了承ください。

事務連絡につきましては以上でございます。

○会長 以上です。長い間ありがとうございました。そしたら、閉会させていただきます。

◇ 午後0時30分 閉会

~~~~~